

令和 3 年 1 月 4 日  
埼行発第 5 8 0 号

会 員 各 位

埼玉県行政書士会  
会長 関 口 隆 夫

### デジタル庁創設年の年頭にあたって

新年明けましておめでとうございます。昨年は新型コロナウイルスの影響で仕事や日常生活に大きな影響があった多難な年でした。未だ感染は終息しておりませんが、本年が皆様にとって幸多き 1 年となることをご祈念申し上げます。

さて、今年 9 月には「デジタル庁」の創設が予定されており、日本も本格的な電子申請の時代を迎えます。これに先立って本年 1 月から建設業許可をはじめとする各許認可申請手続きにおいて押印が原則廃止（一部申請様式以外の書類を除きます。）となります。建設業課をはじめ各窓口において当面は従来通りの取り扱いをすることの確認は取れておりますが、今後は次に控える電子申請に向けて急ピッチでデジタル化が進行するものと考えられます。これらの動きに対応するため、当会では昨年 12 月に「デジタル化対策委員会」を設置し、情報収集と会員への情報提供を行なっております。最近の政策の展開は急ですので、新鮮な情報を確実かつ迅速に会員の皆様にお届けするため、昨年より会員各位にはメールアドレスのご提供をお願いしているところです。また合わせてホームページの刷新を行っており、ここに各種情報を掲載してまいりますので、多くの方にホームページを閲覧いただくようお願い申し上げます。

デジタル化社会において許認可申請手続きのプロである我々行政書士の果たす役割は重大です。一方でデジタル化の進展は行政書士業務へ多大な影響を及ぼすことも指摘されているところです。会は政治連盟と連携して行政に積極的に働きかけ、会員利益の確保と業務拡大に努めてまいりますので、会員の皆様のより一層のご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。